

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

（物品の製造・買入れ・売払い・役務提供等）

作成の手引き

勝 浦 町

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
（物品の製造・買入れ・売払い・役務提供等）の受付について

令和3年10月1日から令和6年9月30日までの間において勝浦町が発注する物品の製造・買入れ・売払い・役務の提供等に係る競争入札に参加を希望される方は、次のとおり申請して下さい。

1 申請受付期間

- (1) ~~定期申請 令和3年8月2日から令和3年9月10日~~ 受付終了しました。
- (2) 随時申請 令和3年9月13日から令和6年7月31日

2 資格の有効期間

- (1) 有効期限 名簿登録日から令和6年9月30日まで
- (2) 名簿登録日 ~~定期申請 令和3年10月1日~~
随時申請 申請された月の翌々の1日

3 審査基準日

資格審査の基準日は、申請される月の前月の1日です。
（例：4月申請の場合は3月1日）

4 申請方法等

- (1) 勝浦町ホームページにて、申請書等の様式をダウンロードし、エクセルファイルで添付してください。
- (2) 登記事項証明書、使用印鑑届等の添付書類については、紙媒体をスキャナ等でPDF化したものを添付してください。
- (3) 徳島県電子自治体共同システム（電子申請サービス）（勝浦町ホームページから移動できます。）を利用して、申請（エクセルファイル、PDFファイルを添付）してください。

※文字・印影等が鮮明なものを添付してください。

※やむを得ず紙媒体で提出する場合は、全ての提出書類をA4ファイルに綴じ、背表紙に商号名・団体名等を記載してください。使用印鑑届は原本、各種証明書については原本又は写しを綴じてください。持参する場合は、8時30分から17時15分までの受付となります。土・日・祝日・12月29日から翌年の1月3日までは除きます。

5 申請書類（※使用印鑑届以外の押印を不要としました。）

番号	必 要 書 類
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格申請書
2	経歴書
3	物品・役務実績調書
4	外字届（必要な場合のみ）
5	登記事項証明書
6	営業証明書
7	使用印鑑届
8	身分証明書
9	登記されていないことの証明書
10	損益計算書・貸借対照表（直前2年の各事業年度）
11	事業税（都道府県税）及び都道府県民税の納税証明書
	課税標準の分割に関する明細書若しくは期別証明（該当する場合のみ）
	消費税・地方消費税の納税証明書（個人－その3の2、法人－その3の3）
12	営業に関する許可、認可等の証明書
	「O2清掃・設備の保守に登録をされる方へ」
	プライバシーマークの写し
	I S O認証の写し
13	委任状
14	誓約書
15	個人住民税に係る特別徴収実施確認書

6 申請書類の様式

勝浦町ホームページ掲載の様式を使用してください。

7 申請書類の作成方法

記載事項、注意点等を確認のうえ記載してください。

- ・一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書
年月日は申請書提出の日を記載してください。
連絡先欄には申請担当者の連絡先を記載してください。

- ・物品・役務実績調書
直近3年間の分を記載してください。金額の範囲指定はありません。実績が多数の場合、一部省略も可能です。
- ・登記事項証明書（法人のみ）
法人の場合は商業登録簿謄本又は現在事項全部証明書を提出してください。
※事業協同組合等で登録される場合にあつては、申請書様式の「組合等構成員名簿」を作成してください。
- ・営業証明書（個人のみ）
営業をしている住所地の市町村長が発行するもの。
- ・身分証明書（個人のみ）
申請者について本籍地の市町村長が発行するもの。
- ・登記されていないことの証明書（個人のみ）
登記されていないことの証明は、法務局が発行する「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」証明書です。
- ・損益計算書、貸借対照表
審査基準日直前2年の各事業年度に関するもの。
- ・納税証明書

申請者区分		税区分		証明書 発行所	提出書類	
			税目		法人	個人
町内	町外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
		都道府県税	事業税(都道府県税)、都道府県民税、個人事業税	県税事務所等	都道府県税に未納がない証明	都道府県税に未納がない証明
町内		勝浦町税	町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	勝浦町役場	勝浦町税に滞納がない証明	勝浦町税及び国民健康保険税に滞納がない証明
		勝浦町国保			—	

- (1) 県外業者で支店等に委任する場合は、本社と委任先分の両方が必要です。
- (2) 徳島県を含む2以上の都道府県に本店又は営業所等を有する場合、徳島県内にある本店又は営業所等に係る直近の事業年度に係る課税標準の分割に関する明細書、若しくは徳島県県税局及び県民局が発行する直近の年度の期別証明書が必要です。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により国税の猶予を受けている場合、管轄税務署が発行する「納税の猶予許可通知書」または特例猶予を受けていることが付記されている「納税証明書(その1)」を提出してください。

- ・使用印鑑届

「届出者」欄には、営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入してください。

「使用印鑑」欄には、勝浦町と契約の締結、代金の請求及び受領その他の一切の商

取引に使用する印鑑を押印してください。社判を使用印鑑とすることはできませんので、ご注意ください。

・営業に関する許可、認可等の証明書

申請に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを受けていることを証明するもの。なお、清掃・設備の保守に登録する場合にあっては、別紙の「清掃・設備の保守に登録をされる方へ」を作成してください。

・委任状

勝浦町との契約の締結等につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあっては、資格の有効期間を通じての委任状を提出してください。

・誓約書

本店・本社の住所または所在地と代表者の氏名を記載してください。

・個人住民税に係る特別徴収実施確認書

○記入上の注意

「住所又は所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」欄には営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入してください。

勝浦町在住の従業員がいる場合、「当事業所は、現在、特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施し納付しています。」を選択し、次のいずれかの書類を添付してください。

① 市町村から送付された申請書を提出する年度に係る「個人住民税税額決定通知書（特別徴収義務者用）」

※個人の住民税額に関する部分の提出は不要です。

② 申請日からさかのぼり6ヶ月以内に市町村に納入した「個人住民税特別徴収義務者領収証書」

特別徴収の実施義務がない場合は、「当事業所は、個人住民税の特別徴収義務のない事業所です。」を選択し、その理由を記載してください。（エクセルシート中の記載方法参照）

この場合は、「今後個人住民税の特別徴収義務者に該当することになった場合等には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。」も併せて選択してください。

・提出書類チェックリスト

提出書類について項目毎に点検し、チェック欄に○を表示してください。

8 注意事項

- (1) 各種証明書類は、申請日からさかのぼり3ヶ月以内に発行されたものに限り、(個人住民税特別徴収義務者領収証書は除く。)
- (2) 徳島県電子自治体共同システム(電子申請サービス)は、セキュリティに配慮されたサービスとなっています。

9 問合せ先

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

勝浦町役場総務防災課 総務係

電話：0885-42-2511

FAX：0885-42-3028

Mail：soumu@town.katsuura.i-tokushima.jp